

施工体制台帳等の作成に関する特記仕様書

1. 適用

本特記仕様書は、寒川町が発注する公共工事における施工体制台帳の作成および外国人技能実習生、外国人建設就労者の従事の状態の処理に関し必要な事項を定める。

2. 一般事項

受注者は、国土交通省令および「施工体制台帳の作成等について（通知）」（平成26年）12月25日付け国土建第198～202号）に従って、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

3. 施工体制の確認

受注者は、現場施工体制について、「施工体制台帳等活用マニュアル」および「施工体制台帳等のチェックリスト」等により監督員の確認を得なければならない。なお、「施工体制台帳等活用マニュアル」および「施工体制台帳等のチェックリスト」は、必要に応じ国土交通省HPよりダウンロードを行うこと。

4. 補則

この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。